

離婚後共同親権で何が変わるのか？

子どもにとって、両親の離婚は生活を一変させる極めて大きな出来事です。現在の民法では、離婚に際して夫婦の財産は如何様にも分けられても、親権者は分けることができません。だからこそ、時として苛烈な親権争いになってしまいます。

2024年（令和6年）5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、選択的共同親権の導入、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は令和8年5月までに施行されることになっています。

紙面の都合上、改正内容の詳細に言及することはできませんので、ここでは共同親権に絞って解説していきます。

1. 離婚後の親権者に関する規律の見直し－共同親権は選択制

離婚後の共同親権は選択制です。ニュースでは「共同親権」という単語だけが独り歩きしている印象ですが、共同親権が原則になるものではありません。

改正法での離婚後の親権者の定め方のルールを説明します。

■ルール① 協議離婚の場合

父母が、協議により、親権者を父母双方（共同）とするか、一方とするかを定めます。

■ルール② 父母の協議が調わない場合や裁判離婚の場合

家庭裁判所が、父母と子どもとの関係や、父と母との関係などの様々な事情を考慮した上で、子どもの利益の観点から、親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めます。

もっとも、次の場合には家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることとされています。

- ・虐待のおそれがあると認められるとき
- ・DVのおそれ、その他の事情により共同親権の行使が困難であると認められるとき

共同親権により親権争いを防ぐことが期待されています。離婚後も子が両方の親との関係を維持することで、子どもの健全な人格形成を期待する意見もあります。

では、共同親権とした場合、単独親権と比べて何が変わるのでしょうか。

2. 親権の行使に関する規律の整備

婚姻中を含み、親権の行使方法についてのルールが明確化されます。

■親権の行使が必要になる場面

日常の行為に当たる例（単独行使可）	日常の行為に当たらない例（共同行使）
<ul style="list-style-type: none"> ・食事や服装の決定 ・短期間の観光目的での旅行 ・心身に重大な影響を与えない医療行為の決定 ・通常のワクチンの接種 ・習い事 ・高校生の放課後のアルバイトの許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの転居 ・進路に影響する進学先の決定（高校に進学せずに就職するなどの判断を含む） ・心身に重大な影響を与える医療行為の決定 ・財産の管理（預金口座の開設など）

■ルール① 共同行使

共同親権の場合（婚姻中及び離婚後共同親権を選択した場合）には、以上の表のいずれの行為についても、父母が共同して行うのが原則的なルールです。

■ルール② 単独行使ができる場合

共同親権の場合であっても、監護（身の回りの世話）や教育に関する日常の行為をするとき（上表のうちの「日常の行為に当たる例」）には、親権の単独行使ができます。

逆にいえば、共同親権とした場合には、上表のうちの「日常の行為に当たらない例」については、通常は父母が共同で決める（同意して決める）こととなります。

もっとも、以下のような「子どもの利益のため急迫の事情があるとき」には日常の行為に当たらないものであっても親権の単独行使ができます。

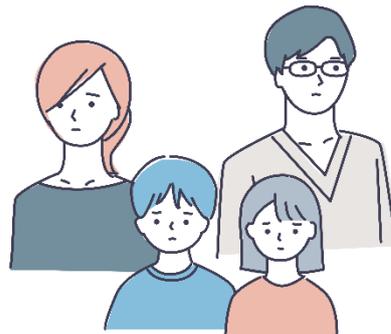
- ・DV や虐待からの避難をする必要がある場合
- ・子どもに緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合
- ・入学試験の結果発表後に入学手続きの期限が迫っている

ような場合

■ルール③ 親権行使者を家庭裁判所で定める

特定の事項について、家庭裁判所の手続で親権行使者を定めることができます。

離婚後共同親権とした場合には、離婚後においても父母で協議・同意をもって子の監護教育に関する重要事項を決めていくイメージになるかと思います。



3. 監護の分担についての規律の整備

離婚後共同親権とした場合であっても、監護について、①監護の分担の定め（例：平日は父母の一方が子どもの監護を担当し、土日祝日は他方が担当するという定め）、②監護者の指定（共同親権者の一方を監護者として子どもの監護をその一方に委ねる）ができます。

4. おわりに

離婚後共同親権の導入により、離婚後の父母による子への関与形態・方法が法律の根拠をもって柔軟に定められるようになったことは大きな利点といえるかと思います。

他方で、共同親権により子の重要事項に関する決定が停滞し子の利益が損なわれる、父母の意に反して裁判所が共同親権と定めた場合には離婚後も児童虐待やDVの影響を受け続けるリスクがより高まる、単独親権を行使できる場合が不明確であり子の生活の安定が損なわれる結果になりかねないといった批判もなされており、主として紛争案件を扱う弁護士の立場からすると、離婚後の共同親権の導入を手放しに喜べるものではないと考えます。親権にまつわる柔軟な定めを法的に認めることの裏返しとして、紛争案件については裁判所の関与事項が多くなり、裁判所の負担が大きくなることも懸念されます。

いずれにしても子の利益に適う改正法の運用を期待したいところです。

2025年5月
法務部会 川崎 達也
(弁護士)

「ひとりで悩む前に」お気軽にご相談ください。